米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱 (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条 第2項の規定により策定した米子市子どもの読書活動推進ビジョン(以下「推進ビジョン」という。)を変更するに当たり教育関係者及び市民の意見を聴くため、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進ビジョンの変更の案及び当該変更に関し必要な事項について 意見を取りまとめ、これを教育委員会に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 各種関係団体を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者 (会長及び副会長)
- 第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
 - (この要綱の廃止)
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。